

健診

ご自身の健康のため
健診を受けましょう

広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的として、健康診査を実施いたします。該当する方には受診表とお知らせをお送りしています。
 〇後期高齢者医療広域連合
 ☎092651-3111

後期高齢者医療制度の保険料について

平成23年中の所得確定により、平成24年度分の後期高齢者医療保険料額が決定し、7月中旬に被保険者(加入者)の皆さんへ「決定通知書」をお届けします。



保険料が決まります

75歳以上の人と一定の障害がある65歳以上の人を対象とした、後期高齢者医療制度の保険料額が平成23年中の所得の届け出に基づき決定します。被保険者(加入者)の皆さんには、7月中旬に「決定通知書」をお届けします。
 保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と平成23年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。



- ※保険料の上限は、年額55万円までとなります。
- ▼保険料は、平成23年中の所得金額と「世帯」の状況を基に算定を行い、決定します。
- ▼「世帯」とは、平成24年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にしています)。
- ▼保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ▼保険料は、加入者一人ひとりにかかります。
- ▼保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直され、次回は平成26年度に改定されます。

自己負担額の確認

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行っています。自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者いずれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合は、3割となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合、同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①又は②に該当)
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と同居世帯の70歳〜74歳までの人の収入合計額が520万円未満

保険料の軽減

世帯の状況などに応じて、保険料額の軽減措置が行われます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 平成24年度(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額(注3)
9割軽減	5,504円	33万円以下で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない
8.5割軽減(注2)	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	【33万円+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下
2割軽減	44,036円	【33万円+35万円×被保険者数】以下

注2：原則は7割軽減ですが、特例措置により8.5割軽減となっています。
 注3：軽減対象所得金額は、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

2 所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの収入の場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。

3 被用者保険の被扶養者だった人の軽減
 後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険に加入してい

保険料の計算方法

均等割
加入者全員が等しく負担

県広域連合で決められた
年間の均等割額
55,045円

+

所得割
所得に応じて負担

所得割額計算式
 $(\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 10.88\%$
(注1)

=

保険料
一人あたりの年間保険料額

保険料の上限
55万円

注1：「総所得金額」とは、前年中の「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」「公的年金収入-公的年金等控除」など、各種所得控除前の金額です。
 ※㊦ 公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、所得割はかかりません。

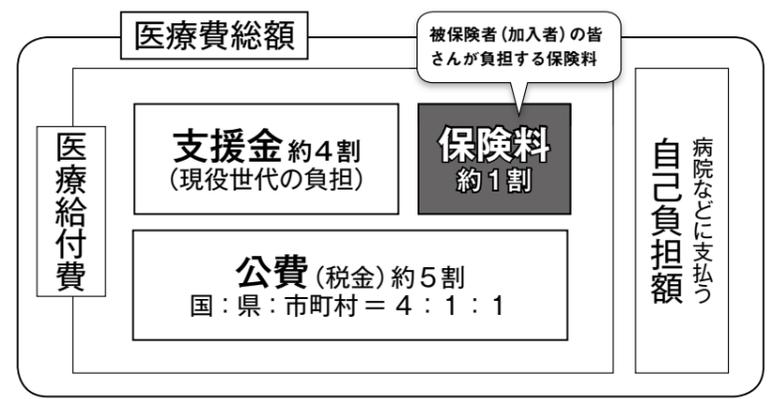
減額認定証の有効期限



「被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が9割軽減となり、所得割額もかかりません。被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。
 ※国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、平成24年7月31日になっていきます。減額認定証をすでに持っている人で、平成24年度の住民税が非課税世帯の人は、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。同一世帯の全員が市町村民税非課税である人については、入院の際の自己負担限度額や食費・生活費の一部負担金が減額される場合があります。減額認定証を持っている人が新たに交付を希望する場合は、役場住民課係で申請手続きを行ってください。
【申請に必要なもの】▼印鑑、保険証
 ※右記以外にも、収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

保険料と医療費のしくみ



保険料の減免制度
 災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、役場住民課係にご相談ください。

被保険者証の切り替え



現在の被保険者証(薄みどり色)は、平成24年7月31日までの有効期限となっていますので、8月1日から使用できる被保険者証(水色)を7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。有効期間は、平成25年7月31日までの1年間。7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、役場住民課係にお問い合わせください。
 〇福岡県後期高齢者医療広域連合
 ☎092651-3111

